

久山町職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

(職員の安全衛生管理)

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法及び久山町職員健康管理規程に基づき安全衛生活動の推進に努めています。

(職員の健康管理)

労働安全衛生法等に基づき健康診断を実施しています。平成24年度に実施した健康診断の概要は、次のとおりです。

| 区分 | 受診者数（人） |
|--------|---------|
| 職員総合健診 | 81 |

(職員の福利厚生)

職員の健康保険や年金などの共済制度は、社会保険制度の一環として、地方公務員法及び地方公務員共済組合法の定めるところにより、福岡県市町村職員共済組合により実施されています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害または死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金等の貸し付けを行う「福祉事業」などの事業を行っています。

また、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業等を実施するため、久山町職員互助会が設置されています。この職員互助会は職員の会費と町の負担金などで運営されています。平成24年度決算額は4,210,240円（うち久山町からの補助金1,328,000円）となっております。

(職員の公務災害補償)

災害補償制度は、職員が公務上の災害または通勤による災害により生じた損害の補償と、被災職員の職場復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。

なお、災害の認定および補償は、地方公務員災害補償基金福岡県支部が行っています。

平成24年度公務災害・通勤災害発生件数は1件です。

(2) 公平委員会の状況

公平委員会は、地方自治体の規定に基づき設置される地方公共団体の執行機関で、公平・公正な行政を確保するために必要なものとして、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置されるものです。

久山町は、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、糟屋郡自治会館組合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、玄界環境組合、古賀高等学校組合、北筑昇華苑組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、須恵町外二ヶ町清掃施設組合と共同して設置しています。

その権限は次のとおりです。

- ア) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- イ) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ウ) 職員の苦情を処理すること。

- 工) その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務
- i) 勤務条件に関する措置要求の状況
- 勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準じる方法で事案の解決にあたるものです。
- 平成24年度中に新たな措置要求はなく、また、係属している事案もありません。
- ii) 不利益処分に関する不服申し立ての状況
- 不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認・修正又は取り消す判定を行うものです。
- 平成24年度の状況は次のとおりです。

| | |
|------|----|
| 懲戒処分 | なし |
| 分限処分 | 2件 |
| その他 | なし |

(内1件は平成22年度より継続のもの)